

一般社団法人東松山市観光協会 会員規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人東松山市観光協会(以下「当法人」という。)の会員の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(正会員)

第2条 正会員は、当法人の目的及び事業に賛同し、主体的に協力するために入会した個人、団体又は法人とする。

(賛助会員)

第3条 賛助会員は、当法人の事業を賛助するために入会した個人、団体又は法人とする。

(理事会への報告)

第4条 会長は、新たに前各条の正会員並びに賛助会員(以下「会員」という。)となろうとする者について、正会員の場合は理事会の承認を受け、賛助会員の場合は、理事会に報告しなければならない。

(入会手続)

第5条 会員として入会しようとする者は、入会申込書(様式第1号)を会長へ提出しなければならない。

(会費)

第6条 会員は、毎年年会費を納入しなければならない。

2 年会費は、会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

- | | | |
|---------|-------|------------------|
| (1) 正会員 | 1口 個人 | 3,000円(但し、1口以上) |
| | 1口 団体 | 5,000円(但し、1口以上) |
| | 1口 法人 | 10,000円(但し、1口以上) |

(2) 賛助会員 1口 2,000円(但し、1口以上)

3 会費の請求は、会費納入通知書(様式第2号)をもって行う。

(会員の特典)

第7条 会員の特典は、事業年度毎に理事会において決定し、入会案内及び会費納入通知に記載する。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、退会届(様式第3号)を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項の規定に係わらず、正当な理由なく会費を2年以上滞納したときは、退会とみなす。

3 正会員は、前項の退会をもって一般法人法上の退社とする。

4 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(除名)

第9条 会員が下記各号の事由に該当するときは、定款第10条に定める社員総会の決議により除名することができる。

(1) 定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

3 会員の除名が審議される総会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(補則)

第10条 会員は、入会申込書記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく会長に届け出なければならない。

(改正)

第11条 この規則は、理事会の決議により改正することができる。

附則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

